

愛西市立小中学校

適正規模等基本計画の提案



平成28年9月

愛西市立小中学校適正規模等検討協議会

目 次

I	基本計画策定にあたって	1
II	学校の適正規模	2
1	適正規模の検討にあたって	2
2	適正規模について	2
(1)	基本的な考え方	2
(2)	適正規模の基準	3
3	平成34年度愛西市立学校規模推計	4
III	学校の適正配置（通学条件等）	5
1	適正配置の検討にあたって	5
2	適正配置について	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	適正配置の基準	6
IV	学校の適正配置計画	6
V	適正配置を円滑に進めるための取り組み	8
VI	廃止した学校施設等について	8
VII	おわりに	8

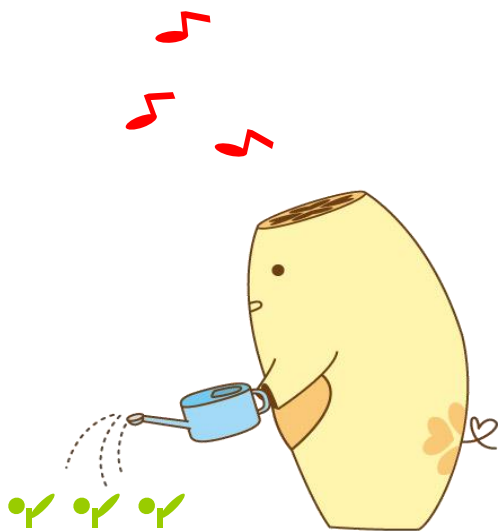
I 基本計画策定にあたって

近年、少子化の進行に伴い小中学校の小規模化による教育への様々な課題が指摘されています。愛西市は平成27年1月に「愛西市立小中学校適正規模等検討委員会」から、長期的な視点に立った学校の適正規模・適正配置計画に関する意見を受けました。その後2月に「愛西市立小中学校適正規模等基本方針」を策定しました。

この方針をより具体化した基本計画を策定するため、平成27年7月に公募委員をはじめ、市内各機関の代表者18名による「愛西市立小中学校適正規模等検討協議会」が発足しました。

当該協議会では、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や望ましい集団活動の展開、円滑な学校運営を念頭に置き、次代を創造する学校像の実現をめざし話し合いを重ねてきました。そして、異学年や学校外の方々との交流、学校間の連携・協働、地域コミュニティの核としての役割などを鑑み、過小規模校の解消、教育力向上と地域の拠点との両立、小中一貫教育や複合化、通学時の心身の負担軽減など多方面にわたり検討されました。

協議に当たっては、将来の学校の在り方、児童生徒に求められる資質・能力、望ましい教育環境など、常に児童生徒の「確かな学びと育ちの保障」を基本的な姿勢としてきました。



Ⅱ 学校の適正規模

1 適正規模の検討にあたって

「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育むには、一定規模集団の教育活動が有効です。

一人一人の児童生徒は、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する体験をする中で資質や能力を伸ばしていきます。そうした特質をふまえ、小中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えます。

小学校では、集団生活を通して規律や協調性、競争心、コミュニケーション能力等を育てられる学級数・児童数が求められます。中学校では小学校の理由に加えて、教科専門の教員が配置されたり集団的な活動や部活動が活発に展開されたりする学級数・生徒数が必要です。

2 適正規模について

（１）基本的な考え方

愛西市小中学校の適正基準（平成２７年２月策定「愛西市立小中学校適正規模等基本方針」）を基に推進します。特に現在、過小規模校や児童生徒数約１１０人以下の学校、小学校で６学級以下、中学校で６学級以下の学校、また、将来その可能性のある学校には、統廃合・学校再編で対応するのが適切であると考えます。

（適正規模による効果）

- ① 一定の大きさの集団は、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築き主体性・社会性を育成できる。
- ② クラス替えで自己発見・個性伸長できる機会が増大する。
（１学年１学級は、友人関係や序列の固定化の可能性大）
- ③ 少人数学習・習熟度別学習など、多様な学習形態を取り入れた教育が可能になる。
- ④ クラブ活動、部活動などで、児童生徒の興味・関心に応じた選択を可能にする児童生徒・教員数が確保される。
- ⑤ 各教科の担当教員や同学年の担任が複数確保され、深い研究や協議ができる。また、教職員の年齢構成や男女比のバランスがとれた円滑な学校運営が展開できる。

(2) 適正規模の基準

(適正規模を考える視点)

- ・ 小学校：複式学級を解消するため1学年1学級以上（6学級以上）
学年でクラス替え、学級を越えた集団活動、同学年に複数の
教員配置ができる学級数
- ・ 中学校：学年でクラス替え、学級を越えた集団活動、同学年に複数の
教員配置ができる学級数
教科担任制（9教科）の充実、学習集団の弾力的編成、部
活動の活性化ができる教員を確保できる学級数

そこで、国の基準を参考に愛西市独自の学校規模基準は以下のように定められました。

○学校規模の適正基準

規模の種類	小 学 校	中 学 校
過小規模校	～5学級	～5学級
小規模校	6学級～11学級	6学級～8学級
適正規模校	12学級～18学級	9学級～18学級
大規模校	19学級～30学級	19学級～24学級
過大規模校	31学級～	25学級～

○1校の学級数・児童生徒数の下限

小規模校の下限

1学級人数の下限を18人とし、

小学校では、全校で6学級

（1学級×6学年 108人）

中学校は、全校で6学級

（2学級×3学年 108人）

（平成27年2月策定「愛西市立小中学校適正規模等基本方針」より）

この基準によると、愛西市の小中学校では、特に過小規模校・小規模校への対策が必要となります。

3 平成34年度愛西市立学校規模推計

表中数字は児童生徒数、() 内は学級数

	学 校 名	過小規模校	小規模校	適正規模校	大・過大規模校
小 学 校	佐屋小学校			509(17)	
	佐屋西小学校		205(7)		
	市江小学校		225(7)		
	永和小学校		306(11)		
	立田北部小学校		145(6)		
	立田南部小学校		125(6)		
	立田南部小学校福原分校	4(3)			
	八輪小学校		94(6)		
	開治小学校		68(6)		
	北河田小学校			323(12)	
	勝幡小学校		192(7)		
	草平小学校		258(10)		
	西川端小学校		174(6)		
中 学 校	佐屋中学校			509(15)	
	永和中中学校		203(6)		
	立田中学校		182(6)		
	八開中学校	106(4)			
	佐織中学校			292(9)	
	佐織西中学校			283(9)	

※推計は平成28年5月1日現在の未就学児童数をもとに通常学級として作成しています。

平成34年度時点の児童生徒数・学級数は、以下の状況が予想されます。

- ・適正規模校は、小学校2校と中学校3校である。
- ・小規模校は、小学校10校と中学校2校である。
- ・過小規模校は、小学校1校と中学校1校である。
- ・児童生徒が愛西市基準の下限108人以下となる学校は、小学校で3校（分校を含む）、中学校1校である。

愛西市の『未就学児小学校区別・年齢別人数調査』によると、平成35年度以降も児童生徒数・学級数は減少傾向が続くと見られます。したがって、過小規模校・小規模校の動向は、今後も注目が必要です。

Ⅲ 学校の適正配置（通学条件等）

1 適正配置の検討にあたって

本市においては、学校が今まで果たしてきた地域との連携、地域交流の場としてのコミュニティの醸成といった役割、歴史的経緯、地理的条件などに十分配慮して、適正配置を推進していく必要があります。

そして、小中学校の適正配置を図るには、現在まで培われてきた教育成果を大切にしながら新しい時代に応じた学校づくりをしていくことが重要です。また、児童生徒の学びと育ちを最重要目標に掲げた次代を創る力を育てるための教育環境整備は、地域住民が一丸となり進めなければなりません。

さらに、通学路の安全性や通学支援対策、学校施設の耐震化、増改築等の幅広い教育支援策の実施が欠かせません。

2 適正配置について

（１）基本的な考え方

適正規模化を図ることを目標に通学区域を再編し、遠距離通学者の体力・精神面の負担軽減に配慮しながら通学方法の多様化を推進する必要があります。

また、統合し新設する学校は、小中一貫教育や社会教育施設等との複合化の視点を導入したいものです。

国や県の教育関連施策の動向を注視しつつ、愛西市の児童生徒数及び学級数の将来推計を見据え、児童生徒にとってより良い教育環境整備を継続的・計画的に推進することが大切です。

（適正配置推進上の留意点）

① 地域格差の是正

学校規模や通学距離など

② 適切な通学区域と通学距離

心身の負担軽減と安全の確保（遠距離通学者はスクールバス等の導入や自転車通学の拡大を検討）

③ 学校と地域との関係に配慮

文化・防災活動など地域住民の拠点として、地域コミュニティとの良好な関係の構築

④ 地震・洪水等防災対策

学校施設の機能強化、設置場所の選定や高層化など施設の充実

(2) 適正配置の基準

学校の適正配置には、通学距離（時間）等に十分な配慮が必要です。通学距離・方法については、下記の基準が適当です。

- ・ 小学校：通学距離は概ね 4 km 以内。
- ・ 中学校：通学距離は概ね 6 km 以内。

なお、通学距離が基準内であっても児童生徒の心身の負担が大きいと判断される場合は、通学指定の変更や通学方法を検討する必要があります。

IV 学校の適正配置計画

【愛西市立小中学校適正規模等協議会における学校適正規模に対する意見】

市内小中学校においては、過小規模校や全校で 6 学級以下の学校、児童生徒数約 110 人以下の学校及び将来その可能性がある学校は、統廃合や学校再編で対応するのが望ましいと考えます。

- ・ 平成 34 年度愛西市立学校規模推計による対象校

規模の種類	学 校 名	人 数	学級数
過小規模校	立田南部小学校福原分校	4	3
	八開中学校	106	4
小規模校	立田北部小学校	145	6
	立田南部小学校	125	6
	八輪小学校	94	6
	開治小学校	68	6
	西川端小学校	174	6
	永和中学校	203	6
	立田中学校	182	6

本協議会では統廃合や学校再編を検討するにあたり、次の事項に配慮しました。

- ・ 教育効果を上げる人的・物的・質的環境づくり
- ・ 地域で子どもを育てる共通認識と地域の伝統・文化の尊重
- ・ 国・県・市の教育施策・制度の動向

- ・ 学校施設の耐用年数（老朽化）
- ・ 市の財政状況（校舎・体育館の新築・改築・補強などにかかる経費）

以上を総合的に考慮し、望ましい統合の順に次の3つの統合案を提案します。

《統合案1》立田・八開地区の学校すべてを統合し、小中一貫校1校にする。

- 立田南部小学校（福原分校含む）・立田北部小学校・八輪小学校・開治小学校・立田中学校・八開中学校を統合し、施設一体型の小中一貫校にする。

《統合案2》立田地区で小学校1校、八開地区で小学校1校、立田地区と八開地区で中学校1校とし、小中一貫教育を進める。

- 立田南部小学校（福原分校含む）、立田北部小学校を統合する。
- 八輪小学校と開治小学校を統合する。
- 立田中学校と八開中学校を統合する。
- 各小学校と中学校において連携型小中一貫教育を進める。

《統合案3》立田地区で小学校1校・中学校1校、八開地区で小学校1校・中学校1校とし、各地区で小中一貫教育を進める。

- 立田南部小学校（福原分校含む）、立田北部小学校を統合する。
- 八輪小学校、開治小学校を統合する。
- 立田中学校、八開中学校は、現状のままとする。
- 立田・八開地区それぞれで小中一貫教育を進める。

どの統合案の場合も統合後の新設校は、適正配置基準を考慮する。

また、学習生活などの指導、円滑な学校運営、学校施設の状況（老朽化等）の緊急性を考慮し計画的に推進する。



V 適正配置を円滑に進めるための取り組み

適正配置の推進にあたり、今後必要となる主な取り組みを示します。

1 教育環境の変化に伴う子どもたちへの配慮

- ・適正規模化に伴う子どもたちへの適応支援
- ・学校間連携による教育活動の推進
- ・通学路の安全対策や通学支援
- ・学校施設および学校設備の整備

2 地元説明会の開催

3 地元代表者協議会の設置

4 実施計画書の作成

5 開校準備会の設置

VI 廃止した学校施設等について

愛西市の都市計画や地元の要望を踏まえ、本計画とは別に検討委員会を設置し検討されることが望まれます。

VII おわりに

小中学校適正規模等基本計画を具現化するには、学校と地域との連携、地域コミュニティの役割の重視、地域事情などを総合的に勘案し推進する必要があります。また、国や県の教育行政施策や教育行財政制度を注視しながら愛西市の教育行政施策、財政状況、公共施設のマネジメントなども考慮しなければなりません。

愛西市立小中学校適正規模等検討協議会では、小中学校の適正規模の確保を念頭におき、将来にわたり望ましい教育環境を維持・発展させる方策を検討してきました。そして、児童生徒の「学ぶ力」や「生きる力」を養うために地域一丸となり教育環境整備を精力的に推進する必要があるとの考えで一致しました。

ここに愛西市教育委員会へ3つの統合案を提示し、愛西市の小中学校の教育が一層進展することを願い提案とします。